

## オンサイト P P A 方式による川岸学園太陽光発電設備等導入業務仕様書

### 1. 目的

本市は、第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画）及び岡谷市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとするために、市民・事業者・行政が連携・協力し推進している。

本業務は、岡谷市再生可能エネルギーポテンシャル調査の結果及び施設運用計画等に基づき、現時点で導入可能と判断した「岡谷市立岡谷西部中学校」及び「認定こども園・岡谷市立川岸小学校」に対し、オンサイト P P A 方式で太陽光発電設備等を導入し、一体的な川岸学園整備業務として同時にプロポーザルを実施するものである。

### 2. 業務期間

業務期間は次のとおりとする。

#### （1）整備期間

施設ごとに活用する国補助金等の規程に定められた事業完了日までに、設備の施工、系統連系等手続き、試験運転等を完了させ、施設への電力供給可能な状態とする。なお、工事期間については市と協議の上、可能な限り最短期間で行うこと。

#### （2）運転期間

施設ごとに運転開始日が異なることを前提とし、各施設の運転開始日から最長で20年間とする。なお、運転期間終了後に同一設備を使用しての運転、維持管理及び電力供給を継続する場合には、別途協議及び手続きを行うものとする。

### 3. 対象施設

対象施設は以下の施設とする。

1. 岡谷市立岡谷西部中学校：岡谷市川岸中一丁目1番1号
2. 認定こども園・岡谷市立川岸小学校：岡谷市川岸中一丁目1番2号

### 4. 業務内容

業務実施において網羅すべき基本項目を示す。具体的手法や追加内容については提案事項とするが、「参考資料1 対象施設におけるオンサイト P P A 方式を想定した基本設計資料（P D F データ）」「参考資料2 対象施設における年間30分電力需要実績（C S V データ）」を基にした提案とする。

なお、本業務に係る事前調査、各種調査、各種調整・説明、諸手続き、設備導入、維持管理、撤去等に要する費用はすべて事業者が負担する。

## (1) 設備詳細設計

事業者選定での提案内容を基に、本業務実施に必要な詳細設計（付随工事等含む）を行う。

### (ア) 設計：

当該施設の構造、設備及び現地状況を十分把握し、疑義があった場合には関係者との協議及び確認をした上で実施すること。

### (イ) 禁止事項：

既設の屋根に穴空けをして設備を固定するなど、当該施設の運用に支障をきたす可能性がある手法は禁止する。

### (ウ) 設計の基礎：

市の示す資料及び独自調査資料を基に、当該施設の運用に支障が無い内容で実施する。なお、資料のみでの判断をせず現地の状況を把握しての実施を前提とする。

### (エ) 容量：

太陽光発電設備や蓄電池の容量については、可能な限りの最大容量導入を図ること。なお、容量については市の示す資料を基に検討及び提案すること。

### (オ) 周辺への配慮：

日陰、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響については十分に配慮した設計とすること。

### (カ) 太陽光発電設備の選定：

J E T認証を取得したもの、またはそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

### (キ) 蓄電池の選定：

①システムに組み込んだ実使用状態においての保証期間が10年以上であること。

②J I S規格を取得したもの、またはそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

③災害発生時の活用に必要な残量を保てる製品であること。

### (ク) 非常用コンセント：

停電等非常時に独立電源として使用できるコンセントを設置すること。なお、設置場所については市と協議の上決定すること。

### (ケ) 表示モニター：

①運転状況について、目視で確認、認識できる発電状況表示モニターを設置すること。なお、30分毎の発電量等の詳細情報について必ずしも表示する必要はないが、随時データ提供可能な状況とすること。

②環境教育に活用することも想定すること。

### (コ) 独自提案の設計：

市の脱炭素社会実現による提案がある場合には、本業務と同時に、それに関する詳細設計等を行うこと。

(サ) 詳細設計における資料等の提出 :

市に提出し協議、承諾を受けること。なお、以下書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

①設計関係書類

・平面図・立面図・単線結線図・設備図・配置図・機器仕様資料・その他工事に関連する図面

②工事関連書類

・工程表・業務体制図

③維持管理計画書

・運用期間における維持管理体制及び実施計画

④手続き等確認書類

・工程表

・市及び関連機関に対する各種申請等手続き書類

⑤その他市が必要とする書類

(2) 認定こども園・岡谷市立川岸小学校に関する特記事項

①提案の基礎 :

「認定こども園・岡谷市立川岸小学校」については、現在の「岡谷市立川岸小学校」の電気料金データの予想電気使用量を参考として提案すること。

②再提案の実施 :

令和8年度中に、改めて「認定こども園・岡谷市立川岸小学校」についての電気料金単価、設置規模等を提案し、市の承認を得ること。

③事務手続き :

令和9年度補助金申請に伴う事務手続きについては、令和9年度に改めて市と別途協議し、調整すること。

(3) 設備施工・試験

対象施設において本業務実施に必要な設備施工及び運転のための試験を行う。

(ア) 施工・動作確認 :

設備導入及び付随工事に関する工事・工事管理業務及びその関連業務を行い、運転期間前に動作確認等の試験を完了させ、当該施設への電力供給可能な状態とすること。

(イ) 独自提案の施工 :

市の脱炭素社会実現による提案がある場合には、本業務と同時に、それに関する施工等を行うこと。

(ウ) 市との協議 :

工事期間や時間、施工方法（仮設や部材搬入含む）等について実施前に市と協議すること。特に工期については、市と協議の上、可能な限り最短期間での完了に努めること。

(エ) 安全・利便性の確保 :

当該施設の用途や状況等を考慮し、車両の通行を含めた施設利用者及び近隣住民等の安全と利便性を確保すると共に、特に大きな音の出る工事、車両の通行、クレーン等重機を使用する工事の実施については、施設利用者及び近隣に対し特段の配慮と調整をするものとする。

(オ) 既存施設への配慮 :

工事の際に既存建物、設備及び周辺施設等に支障が出ないよう、養生等十分な対応を行うこと。

(カ) 識別ラベル :

設置する設備については、ラベル等を用いて当該業務に関連する設備であることを把握できる状況にすること。なお、ラベル等は屋外設置に耐えられるものとし、以下については最低限表示すること。

①本業務名 ②事業者名 ③緊急連絡先

なお、維持管理において設備の一部を交換等した場合にはその旨を把握できるラベル等に交換するものとする。

(キ) 届出手続き :

工事に必要な届出手続き業務及びその関連業務を行う。

(ク) 市による確認 :

工事着手及び竣工時には、現場で市の確認を受けること。なお、竣工時には以下書類を電子データ及び紙資料（2部）で提出すること。

①完成図面、②機器仕様書、③機器取扱説明書、④機器保証書及び保証書に相当する資料の写し、各種許認可に係る書類の写し、⑤その他必要な書類

(ケ) 原状回復 :

設備設置後、設備設置箇所以外の原状復帰を行う。

(4) 設備運転・管理及び電力供給

設置した設備の運転、管理をするとともに、当該施設への電力供給を行う。

なお、網羅すべき基本事項は以下に示す。

(ア) 運転・維持管理 :

運転期間中の当該設備運転管理及び維持管理を行う。実施内容は、維持管理計画書に記載した内容とするが、その内容が不十分であった場合には、市が事業者に対して必要な設備メンテナンスを命じ、事業者負担でメンテナンスを行うこととする。

なお、設備の保安管理等について、既存契約を変更する必要がある場合、本業務に起因する増額分の負担は事業者負担となる。

(イ) 電力供給 :

運転期間中に当該設備で発電した電力の当該施設への供給を行う。

(ウ) 履歴報告 :

メンテナンスを含めた運転及び維持管理の履歴を報告書として作成し、毎年1回市に提出すること。

(エ) 削減効果の分析 :

設置した設備の稼働による温室効果ガス排出量の削減効果について、適切な計測、検証手法により分析する。実績データ及び分析データについては毎年度市に報告すると共に、市が求めた場合には随時データの提供を行うものとする。

(オ) 独自提案の実施 :

市の脱炭素社会実現による提案がある場合には、本業務と同時に実施すること。

(カ) 市による改修工事 :

当該施設について、市が別途改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。なお、移設費用等の負担については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

(5) その他作業

本業務実施に際して必要な業務を行う。

(ア) 法令等手続き :

業務実施にあたり、各種法令及び条例等の規定に基づき届出等を要する場合において、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等にて手続きを行うこと。

(イ) 国庫補助事業 :

本業務は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等を活用して実施すること。なお、施設ごとに申請年度が異なることに留意すること。

(ウ) 市の取組支援 :

岡谷市ゼロカーボンシティ宣言に賛同し、市の脱炭素社会実現への取組に対して積極的な支援を行うこと。

(エ) 操作説明 :

導入した設備の操作説明書、非常時手順書等の作成及び説明を行うこと。

## 5. 電気料金について

電気料金について網羅すべき基本項目を示す。

- (1) 市は設置導入した設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。なお、電力使用量は、提案時に提示した手法により計測を行うものとする。
- (2) 契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとし、月別及び時間帯別に異なる単価の使用は認めず、原則、契約期間中一定とする。
- (3) 本業務の性質上、契約単価には設備の設置、運用、維持管理等、本業務の目的を達成するために必要な諸経費を含めるものとする。

- (4) 電気料金単価は、「岡谷市立岡谷西部中学校」と「認定こども園・岡谷市立川岸小学校」それぞれで個別に提示すること。
- (5) 契約は整備完了後に行うこととなるが、契約単価は提案時の金額（認定こども園・岡谷市立川岸小学校については令和8年度中の再提案時の金額）を上回らないことを必須とする。また、いずれの施設においても、実施要領7(3)に定める上限額を超えることは認めない。

## 6. 対象施設利用について

対象施設の利用について網羅すべき基本項目を示す。

- (1) 対象施設を本業務用途に限り使用する。
- (2) 本業務実施のため施設を使用するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、施設ごと行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、整備期間及び運転期間中の施設使用料金等は全額減免とする。
- (3) 行政財産の目的外使用許可の期間は1年以内とし、年度ごとに更新手続きを行うものとする。

## 7. 運転終了後の設備について

- (1) 運転終了後、業務を実施していた事業者の責任と負担において発電設備等当該業務で設置した設備を撤去するものとする。なお、撤去により施設に修繕が必要となった場合には事業者において修繕を行うものとする。
- (2) 設備撤去に際しては、当該施設の状況を踏まえ、大きな音の出る工事、クレーン等重機を使用する工事の実施日については市及び関係者に対し十分な配慮及び調整をするものとする。また、既存建物、設備及び周辺施設等に支障が出ないよう、養生等十分な対応を行うこと。
- (3) 運転終了の事前に市から希望があった場合、事業者は市と協議の上、導入設備を市に無償譲渡する。

## 8. その他

- (1) 事業者は、「岡谷市立岡谷西部中学校」及び「認定こども園・岡谷市立川岸小学校」において、それぞれ覚書及び契約締結前に本業務についての業務内容、スケジュール、遵守事項等について、市と十分に協議し契約等を締結すること。
- (2) 事業者は、業務着手前に本業務に係る設備詳細設計等を提示し市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、業務の実施状況について、市に定期的に報告し、市から報告依頼があった場合、隨時対応すること。
- (4) 事業者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (5) 事業者は、本業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

- (6) 事業者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。
- (7) 本業務の遂行に必要な関係資料を事業者に貸与するが、この場合、事業者は貸与を受けた資料の一覧を作成の上に提出し、終了後速やかに返却するものとする。
- (8) 本業務の執行等に伴う費用は、本業務仕様書等に明記がないものであっても、原則として事業者の負担とする。
- (9) 本業務で得られた成果物の著作権及び利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め市に帰属する。
- (10) 事業者は、関係機関との協議が必要なとき又は協議を求められたときは、誠意をもってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に関係資料を添えて市に報告しなければならない。
- (11) 事業者は国及びその関係機関による補助金の申請等について市と協議をし、申請書等の提出については市の承認を得て行うこと。申請した補助金の採択状況等についても、市と共有すること。
- (12) 業務遂行に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で市とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は事業者が作成する。
- (13) 業務に関連する契約不適合（設備設置を起因とする雨漏り等）が発見された場合は、市の指示に従い、必要な処置を事業者の負担において行うものとする。
- (14) 事業者は、本業務において生じた事業者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、事業者が一切を処理するものとする。
- (15) 業務実施にあたり、国補助金不採択等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額事業者の負担とする。なお、「認定こども園・岡谷市立川岸小学校」については、令和9年度補助金の状況により実施判断がなされる点、及び事務手続きを別途調整する点に留意すること。
- (16) 事業者は、運転期間満了まで業務が継続できる体制を構築すること。
- (17) 事業者は、苦情（騒音、振動、熱、反射等）に対して、事業者の負担により対応すること。
- (18) 本業務仕様書は、当該業務に関し、市と事業者が遵守すべき基本事項を示すものである。本業務仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、市と協議の上、その指示に従うこと。